現場点検実施要領

（趣旨）

第１条　本要領は、佐世保市が発注する工事において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第１６条及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）第５条の規定に基づき、施工体制及び施工状況の確認・点検・調査を実施することにより、配置技術者、下請業者の使用状況、現場の安全管理等の実態を把握し、公共工事の適正な施工体制の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（点検の種類）

第２条　点検の種類は、次のとおりとする。

⑴　施工体制点検

⑵　現場巡視

（対象工事）

第３条　前条における点検の対象となる工事は、それぞれ次のとおりとする。

⑴　施工体制点検　配置技術者の専任制が義務付けられている工事（請負金額４，０００万円以上の工事。ただし、建築一式工事の場合は請負金額８，０００万円以上）

⑵　現場巡視　請負金額３００万円以上の工事で、施工体制点検を行わない工事

（点検時期）

第４条　点検は、書類点検と現場点検に分けて行い、時期は、それぞれ次のとおりとする。ただし、現場巡視の場合で施工体制台帳作成の対象とならない工事のときは、現場点検のみ行う。

⑴　書類点検　工事着手前とする。ただし、工事施工中に下請契約を締結した場合は、工事施工中に行うものとする。

⑵　現場点検　工事施工中とする。

（点検者）

第５条　点検者は、それぞれ次のとおりとする。

⑴　書類点検　当該工事発注課の課長補佐職以上の職員とする。

⑵　現場点検　技術監理課の職員のうち検査を担当する職員（以下「検査員」という。）とする。

（点検方法）

第６条　点検方法は、それぞれ次のとおりとする。

⑴　書類点検　机上において現場点検チェックシート（着手前）により点検する。

⑵　現場点検　工事現場において現場点検チェックシート（施工中）により点検する。なお、検査員は受注者及び工事発注課に事前に通告せずに点検を実施するものとする。ただし、必要に応じて監督員等の立会いを求めることができる。

（点検の評価）

第７条　評価は３段階で行い、区分はそれぞれ次のとおりとする。

⑴　適切　指摘事項がなく適切なもの

⑵　改善　指摘事項がその場で処理できる軽微なものであり、口頭で改善指示を行い、改善されたもの

⑶　是正　文書で改善を指示する必要があるもの

（点検の報告）

第８条　点検の報告は、それぞれ次のとおりとする。

⑴　書類点検　現場点検状況報告書（第１号様式）を作成し、現場点検チェックシート（着手前）と併せて技術監理課長に提出するものとする。ただし、現場巡視対象工事については、技術監理課長への提出は不要とし、発注課で保管するものとする。

⑵　現場点検　現場点検状況報告書（第２号様式）を作成し、現場点検チェックシート（施工中）と併せて当該工事発注課長に提出するものとする。ただし、現場巡視においては点検の評価が是正となった場合にのみ提出するものとする。

（是正措置）

第９条　当該工事発注課長は、前条の現場点検状況報告書に是正事項がある場合は、受注者に対して是正の指示を行うものとする。

２　前項の指示は、施工体制点検による場合は指摘事項指示書（第３号様式）により行い、現場巡視による場合は口頭により行うものとする。

３　当該工事発注課長は、前項の指示により受注者が行った是正措置について現場点検指摘事項調書（第４号様式）により技術監理課長に提出するものとする。

４　当該工事発注課長は、第２項の指示により受注者が是正措置を行わなかった場合は現場点検指摘事項調書（第５号様式）により技術監理課長に提出するものとする。

５　技術監理課長は、受注者が是正措置を行わなかった場合は、「佐世保市指名競争入札業者選定審査委員会」に報告し、その指示に基づき適切な措置をとることができる。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成２４年６月１日から施行する。

（施工体制点検要領及び特別検査実施要領の廃止）

２　この要領の施行に伴い、次の要領は廃止する。

⑴　施工体制点検要領（平成２０年４月１日施行）

⑵　特別検査実施要領（平成１７年７月１日施行）

附　則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年６月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和　５年１月１日から施行する。

第6条関係

現場点検チェックシート（着手前）

工　事　名					
工　　期	令和　　年　　月　　日 から 令和　　年　　月　　日 まで				
受注者名					
請負金額	円　　4,000万円以上は専任技術者を配置（建築8,000万円以上）				
下請金額の総額	円　　元請からの支給材料費を除く				
現場代理人名					
主任技術者名	下請金額の総額4,500万円未満に配置（建築7,000万円）				
監理技術者名	下請金額の総額4,500万円以上に配置（建築7,000万円）				
点検名称					
点検実施日	令和　　年　　月　　日	点検者名		担当者名	

Ⅰ.点検対象工事　　（該当する項目へ記入）

把握項目		着　眼　点	適切	改善	是正	所　見
現場代理人等決定通知書		主任技術者・監理技術者は適格者か。（資格者証等コピー）				
登録内容確認書（コリンズ登録）		配置技術者は現場代理人等決定通知書と整合しているか（氏名・資格者番号）また、その他記載内容は適切か。				
施工体制台帳		全ての施工体制台帳が提出されているか。（一次下請業者分）				
		下請負人決定通知書と整合しているか。				
		配置技術者は現場代理人等決定通知書と整合しているか。				
		下請金額の総額が、4,500万円（建築7,000万円）以上なら監理技術者を配置しているか。				
		監理技術者又は主任技術者は請負業者に直接的かつ雇用期間を特に限定することなく雇用されているものか。【監理技術者証の原本により確認しそのコピー（表面・裏面）を添付、又は、健康保険証もしくは住民税特別徴収税額通知書の写し等の提出】				
		その他の記載内容は適切か。				
	下請契約書	全ての下請契約書又は注文書・注文請書が添付されているか。（一次及び二次以降）				
		全ての契約書に契約金額の記載があるか。				
		全ての下請業者（一次及び二次以降）は,下請金額が500万円以上（建築1,500万円以上）の場合、建設業の許可を受けているか。（下請金額に元請からの支給材料費を含む。）				
		営業停止及び指名停止業者が下請となっていないか。（一次及び二次以降）				
	再下請通知書	全ての再下請通知書は添付されているか。（二次以降）				
		配置技術者は適切か。				
施工体系図		全ての下請業者を網羅しているか。				
		施工体制台帳と整合しているか。				

第6条関係

現場点検チェックシート（施工中）

工　事　名					
工　　期	令和　　年　　月　　日 から 令和　　年　　月　　日 まで				
受注者名					
請負金額	円　　4,000万円以上は専任技術者を配置（建築8,000万円以上）				
下請金額の総額	円　　元請からの支給材料費を除く				
現場代理人名					
主任技術者名	下請金額の総額4,500万円未満に配置（建築7,000万円）				
監理技術者名	下請金額の総額4,500万円以上に配置（建築7,000万円）				
点検名称					
点検実施日	令和　　年　　月　　日	点検者名		担当者名	

把握項目	着　眼　点	適切	改善	是正	所　見
現場代理人	常駐しているか。（ただし、発注者は現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる）				
元請の直接的な関与	元請の作業範囲、内容はどの程度か。（施工計画書、必要に応じ書類・現場確認）				
配置技術者	主任・監理技術者は現場代理人等決定通知書と相違ないか。（監理技術者は技術者証の確認、その他は書類確認、口頭聞き取り）				
	専任しているか。他現場との兼務はないか。（聞き取り・日報等）不在の場合は発注者への事前連絡の有無、用件・用務地を確認し把握頻度を増やす。【請負金額（支給材料費を除く）4,000万円以上（建築8,000万円以上）の工事】				
	打合せ時に主任・監理技術者が主体的に参加し工程・品質等総合的な管理をおこなっているか。（施工計画の把握状況の聞き取り、会議記録等）				
施工体制	施工体系図（提出用）は提出してあるか。（下請契約の締結がある場合）				
	施工体系図は工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示してあるか、場所は適切か。（下請契約の締結がある場合）				
	現場の施工体制は、施工体系図と相違ないか。				
	施工体系図に記載されていない業者が作業をおこなっていないか。（ヘルメット・車輌・聞き取り）				
施工体制台帳	現場に備え付けられているか。（下請契約の締結がある場合）				
	内容は提出されたものと相違ないか。（下請契約の締結がある場合）				
その他	建設業の許可・建退共制度・労災保険等の標識を公衆の見やすい場所に掲示しているか。				
	安全巡視、TBM、KY活動等をおこなっているか。				
	現場代理人、監理技術者、主任技術者等の現場技術者は腕章を着用しているか。				
	監理技術者、主任技術者(下請の主任技術者を含む)、元請の専門技術者は身分を証明できる資料(技術者証や免許証等)を携行しているか。【請負契約500万円以上の工事】				

建退共制度；　建設業退職金共済制度
労災保険；　労働者災害補償保険
TBM（ツールボックスミーティング）；　安全ミーティング
KY活動；　危険予知活動

第1号様式

課長	課長補佐	係長	担当

現場点検状況報告書

令和　　年　　月　　日

技術監理課長　様

課長

下記工事の点検状況を報告します。

工　事　名			
工　事　番　号			
工　　期			
請　負　金　額			
受　　注　　者			
点　検　名　称			
点 検 年 月 日			
点　検　者　名		担当監督員名	
点 検 の 評 価	適切・改善・是正事項		

第1号様式

現場点検状況報告書

令和　　年　　月　　日

技術監理課長　様

課長

下記工事の点検状況を報告します。

工　　事　　名			
工　事　番　号			
工　　期			
請　負　金　額			
受　　注　　者			
点　検　名　称			
点 検 年 月 日			
点　検　者　名		担当監督員名	
点 検 の 評 価	適切・改善・是正事項		

第2号様式

課長	主幹・課長補佐	検査員

現場点検状況報告書

令和　　年　　月　　日

課長　様

技術監理課長

下記工事の点検状況を報告します。

工　事　名			
工　事　番　号			
工　　期			
請　負　金　額			
受　注　者			
点　検　名　称			
点 検 年 月 日			
点　検　者　名		担当監督員名	
点 検 の 評 価	適切・改善・是正事項		

第2号様式

現場点検状況報告書

令和　　年　　月　　日

課長　様

技術監理課長

下記工事の点検状況を報告します。

工　事　名			
工　事　番　号			
工　　期			
請　負　金　額			
受　注　者			
点　検　名　称			
点 検 年 月 日			
点　検　者　名		担当監督員名	
点 検 の 評 価	適切・改善・是正事項		

第3号様式

課長	課長補佐	係長	担当

指摘事項指示書

令和　　年　　月　　日

受注者

様

課長

現場点検の結果、下記の指摘事項について是正を指示します。

工　　事　　名	
点　検　名　称	
点 検 年 月 日	
指 示 年 月 日	
点　　検　　者	
項　　目	指摘事項

第3号様式

指摘事項指示書

令和　　年　　月　　日

受注者

様

課長

現場点検の結果、下記の指摘事項について是正を指示します。

工　　事　　名	
点　検　名　称	
点 検 年 月 日	
指 示 年 月 日	
点　　検　　者	
項　　目	指摘事項

第4号様式

課長	課長補佐	係長	担当

現場点検指摘事項調書

令和　　年　　月　　日

技術監理課長　様

課長

下記のとおり是正措置が完了したので報告します。

工　事　名			
工　事　番　号			
工　　期			
請　負　金　額			
受　　注　　者			
点　検　名　称			
点 検 年 月 日			
是 正 年 月 日			
点　検　者　名		担当監督員名	
項　　目	是正措置・その他の事項		

第4号様式

現場点検指摘事項調書

令和　　年　　月　　日

技術監理課長　様

課長

下記のとおり是正措置が完了したので報告します。

工　事　名			
工　事　番　号			
工　　期			
請　負　金　額			
受　注　者			
点　検　名　称			
点 検 年 月 日			
是 正 年 月 日			
点　検　者　名		担当監督員名	
項　　目	是正措置・その他の事項		

第5号様式

課長	課長補佐	係長	担当

現場点検指摘事項調書

令和　　年　　月　　日

技術監理課長　様

課長

下記のとおり是正措置が不十分でしたので報告します。

工　事　名			
工　事　番　号			
工　　期			
請　負　金　額			
受　注　者			
点　検　名　称			
点 検 年 月 日			
是 正 年 月 日			
点　検　者　名		担当監督員名	
項　　目	不十分である理由・その他の事項		

第5号様式

現場点検指摘事項調書

令和　　年　　月　　日

技術監理課長　様

課長

下記のとおり是正措置が不十分でしたので報告します。

工　事　名			
工　事　番　号			
工　　期			
請　負　金　額			
受　注　者			
点　検　名　称			
点 検 年 月 日			
是 正 年 月 日			
点　検　者　名		担当監督員名	
項　　目	不十分である理由・その他の事項		